

第2回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和7年7月15日午前10時00分～午前11時27分

○ 主な審議事項

- 1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- 3 その他

出席状況

公益	4/5
労側	4/5
使側	5/5

○ 審議要旨

- 1 岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

岩手労働局長が、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正決定について諮問を行い、事務局から、岩手県最低賃金の改正決定の必要性について説明が行われた。

参考人意見書の項目について、使用者代表委員から意見が出され、意見どおり修正することとした。

- 2 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の任命手続き等が確認された。

次に、最低賃金審議会令6条第5項を適用するか否かについて検討され、最低賃金審議会令第6条5項は適用せず、例年どおり本審で議決することが確認された。

- 3 その他

・ 審議日程について

事務局から審議日程の修正案を提案し、使用者代表委員から出席できない日があるため、再調整するよう要望がなされた。

・ 実地視察の概要について

事務局から先般行った実地視察の概要については第1回専門部会で報告すること、資料については、非公開資料として配布する旨の説明がされた。

・ 事務局から「令和6年度答申時の政府要望に関する取りまとめ」について、令和6年度第7回本審以降に把握した事項について説明がなされた。

・ 事務局から、岩手地方最低賃金審議会あてに提出されている最低賃金に関する要望書等について報告された。

・ 使用者代表委員から、閣議決定された「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に盛り込まれた12業種に係る労働生産性向上の目標数値の根拠を次回審議会までに説明するよう要望がなされた。

・ 使用者代表委員から、法定3要素の支払能力に係る資料を収集するよう要望がなされた。

○ その他

報道機関6社取材のため審議会を傍聴。

傍聴人6名。